

定款施行細則

社会福祉法人あけの星会

社会福祉法人あけの星会定款施行細則

社会福祉法人あけの星会定款施行細則（平成4年4月1日施行）の全部を改正する。

第1章 総則

（目的）

第1条 社会福祉法人あけの星会（以下「法人」という。）定款施行細則（以下「細則」という。）は、法人定款（以下「定款」という。）第46条の規定により法人の運営及び業務執行についての細則を定めたものである。

第2章 評議員選任・解任委員会

（評議員選任・解任委員会運営細則）

第2条 定款第6条に規定する評議員選任・解任委員会の運営については、別途定める評議員選任・解任委員会運営細則において定める。

第3章 評議員

（評議員の改選時期）

第3条 評議員の改選は、在任する評議員の任期満了前に行わなければならない。

（評議員の選任候補者の提案をするときの事前確認資料）

第4条 評議員の選任候補者の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、当該評議員の選任候補者として予定している者から次の資料を徴さなければならない。

- (1) 就任承諾書
- (2) 欠格事由の確認書
- (3) 履歴書
- (4) その他評議員の欠格事由、兼職禁止、特殊関係者に該当しないことを確認するために必要な資料

2 前項の資料は、個人情報保護に留意して保管しなければならない。

3 第1項の資料を徴した者のうち、評議員に選任されない者があった場合には、これらの資料を当該者に返却しなければならない。

（中途辞任）

第5条 評議員は、やむを得ない事由により任期の途中で辞任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出なければならない。

（評議員の解任を提案しようとするときの手続）

第6条 評議員選任・解任委員会に評議員の解任の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催の前に、解任しようとする評議員に対し、その理由を示した上で、聴聞の機会を付与しなければならない。

2 当該評議員は、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類

等を提出することができる。

- 3 聴聞の主催者は、聴聞の審理の経過を記載した聴聞調書を作成しなければならない。
- 4 当該評議員は、前項の聴聞調書の閲覧を求めることができる。

(欠員の補充)

第7条 評議員に欠員が生じた場合又は在任する評議員が理事の人数を超えない人数となった場合は、速やかに補充選任を行うものとする。

(評議員名簿)

第8条 理事長は、評議員の選任後速やかに評議員名簿を作成し、主たる事務所に5年間備え置くものとする。

第4章 評議員会

(報告事項)

第9条 評議員会に報告すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 事業報告
- (2) 監督官庁が実施した検査又は調査の結果（改善指示がある場合は、その改善状況）
- (3) その他、法令の定めに従い、理事及び監事が、評議員から報告を求められた事項

(理事及び監事の出席)

第10条 議題、議案を説明する理事は、評議員会に出席しなければならない。

- 2 監事は、評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

(評議員会の開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会及びその他必要がある場合に開催する評議員会から成る。

- 2 その他必要がある場合に開催する評議員会のうち、事業計画及び収支予算の審議のために開催する評議員会は、毎事業年度開始前に開催しなければならない。

(招集の手続)

第12条 理事長は、評議員会を招集する場合は、理事会の決議によって、次の事項を定め評議員会を招集する。

- (1) 評議員会の日時及び場所
 - (2) 評議員会の目的である事項（議題）
 - (3) 評議員会の議案の概要
- 2 理事長は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。
 - 3 前項の招集を請求した評議員は、次の場合には、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。
 - (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合
 - (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の開催日とする召集の通知が発せられない場合
 - 4 前項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員が第1項各号に

掲げる事項を定めなければならない。

(招集の通知)

第13条 評議員会を招集する場合は、理事長は、評議員会の1週間前までに、招集事項を記載した書面をもって各評議員に通知をしなければならない。

- 2 理事長は、前項の書面による通知に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を发出することができる。
- 3 理事長は、定時評議員会の招集通知に際して、評議員に対し、計算書類及び事業報告並びに監査報告を提供するものとする。

(招集手続の省略)

第14条 前条の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときには、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

- 2 前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の全員からこれに同意する旨を書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

(特別の利害関係を有する場合の届出)

第15条 評議員は、評議員会の決議事項と特別の利害関係を有する場合には、事前に届け出なければならない。

(議長)

第16条 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員のなかから互選により選出する。

(評議員提案権)

第17条 評議員が理事に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の日々の4週間前までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、又は記録することを請求することができる。

- 2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。
- 3 前2項の場合であっても、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の10分の1以上の賛成が得られなかった日から3年を経過していない場合は、この限りでない。

(評議員会の決議事項及び決議要件)

第18条 定款第11条に定める評議員会の決議事項及び決議要件は、別表1の1に記載のとおりとする。

- 2 議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

(決議の省略)

第19条 理事が議題について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同

意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(理事等の説明義務)

第20条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合及び次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該事項について説明をするため調査を必要とする場合(次に掲げる場合を除く。)
 - (ア) 当該評議員が当該事項について説明を求める旨を本会に通知したのが、評議員会の日より相当の期間前である場合
 - (イ) 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合
- (2) 当該事項について説明をすることにより本会その他の者(当該評議員を除く。)の権利を侵害することとなる場合
- (3) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、当該事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(議事録)

第21条 評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、別表2のとおり記載しなければならない。

- 2 評議員会の決議があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項を提案した者の氏名
 - (3) 評議員会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 3 評議員会への報告があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 評議員会への報告があったものとみなされた日
 - (3) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 4 議事録は、評議員会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

第5章 役員

(役員の変更)

- 第22条 役員の変更は、在任する理事及び監事の任期満了前に行わなければならない。
- 2 評議員会に対する役員を選任候補者の提案は、理事会の決議により行うものとする。
 - 3 監事を選任候補者の提案は、前項の手続きに加え、在任する監事の同意を得なければならない。
 - 4 前項の同意があった旨は、第2項の決議を行った理事会議事録に記録するものとする。

(役員を選任候補者の提案をするときの事前確認資料)

第23条 評議員会に役員を選任候補者の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、当該役員を選任候補者として予定している者から次の資料を徴さなければならない。

- (1) 就任承諾書
- (2) 欠格事由の確認書
- (3) 履歴書
- (4) その他役員の欠格事由、兼職禁止、特殊関係者の制限に該当しないことを確認するために必要な資料

2 前項の資料は、個人情報保護に留意して保管しなければならない。

3 第1項の資料を徴した者のうち、役員に選任されないものがあつた場合には、これらの資料を当該者に返却しなければならない。

(中途辞任)

第24条 役員は、やむを得ない事由により任期の途中で辞任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出なければならない。

(役員解任)

第25条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該役員を解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員解任を提案しようとするときの手続)

第26条 評議員会に役員解任の提案を行う場合には、当該提案を決議する評議員会の開催の前に、解任しようとする役員に対し、その理由を示した上で、聴聞の機会を付与しなければならない。

2 当該役員は、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

3 聴聞の主催者は、聴聞の審理の経過を記載した聴聞調書を作成しなければならない。

4 当該役員は、前項の聴聞調書の閲覧を求めることができる。

(欠員の補充)

第27条 理事又は監事に欠員が生じた場合、速やかに補充選任を行うものとする。

(役員名簿)

第28条 理事長は、役員選任後速やかに役員名簿を作成し、主たる事務所に5年間備え置くものとする。

第6章 理事会

(報告事項)

第29条 理事会へ報告すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 理事長の職務の執行の状況

- (2) 監督官庁が実施した検査又は調査の結果（改善指示がある場合は、その改善状況）
- (3) その他役員から報告を求められた事項

（理事会の開催）

第30条 理事会は、毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 その他、理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から理事長に会議の目的である事項を示して、理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 社会福祉法第45条の18第3項で準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条第2項に基づき、監事から理事に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

（招集者）

第31条 定款第30条第1項のとおり理事会は理事長が招集する。ただし次の事項の場合は除く。

- (1) 定款第30条第2項のとおり、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があり理事が招集する場合
 - (2) 前条第2項第3号及び同条第2項第4号により理事が招集する場合
 - (3) 前条第2項第5号により監事が招集する場合
- 2 定款第30条第2項のとおり、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 前条第2項第3号及び同条第2項第4号による場合は、理事が、前条第2項第5号による場合は、監事が招集する。
- 4 理事長は、前条第2項第3号又は同条第2項第5号前段に該当する場合は、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集をしなければならない。

（招集の手続き）

第32条 理事会を招集する場合は、理事会の日の1週間前までに、次の各号を定め、理事及び監事全員に通知をしなければならない。

- (1) 理事会の日時・場所
 - (2) 理事会の目的である事項（議題）
- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意がある場合は、招集の手続を省略して、理事会を開催することができる。

（特別の利害関係を有する場合の届出）

第33条 理事は、理事会の決議事項と特別の利害関係を有する場合には、事前に届け出なければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、その理事会に出席した理事のなかから互選により選出する。

(理事会の決議事項)

第35条 定款第32条に定める理事会の決議事項及び決議要件は、別表1の2に記載のとおりとする。

(理事による利益相反取引等の制限)

第36条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のために法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
 - (2) 理事が自己又は第三者のために法人と取引をしようとするとき。
 - (3) 法人が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間において法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
- 2 理事が前項に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。
- (1) 取引をする理由
 - (2) 取引の内容
 - (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
 - (4) 取引が正当であることを示す参考資料
 - (5) その他必要事項
- 3 前項により理事会に示した事項を変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(利益相反取引等の報告)

第37条 理事が前条第1項に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を、遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(決議方法)

第38条 理事会の決議は、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べた場合は、その限りではない。

(報告の省略)

第40条 理事、監事が理事、監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したと

きは、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、理事長による自己の職務の執行の状況についての報告は、省略することができない。

(監事の出席)

第41条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(議事録)

第42条 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、別表3のとおり事項を記載しなければならない。

2 決議があったものとみなされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) (1)の事項を提案した理事の氏名
- (3) 決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

3 報告を要しないものとされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 報告を要しないものとされた事項の内容
- (2) 報告を要しないものとされた日
- (3) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

4 議事録は、理事会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

第7章 理事長の執行権限

(理事長の専決事項)

第43条 定款第29条の定める理事長の専決事項は、別表4に記載のとおりとする。

第8章 監事

(監事の選任議案)

第44条 理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

(調査及び差止め請求)

第45条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査するものとする。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会への報告)

第46条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

第9章決算・監査

(資料の作成)

第47条 理事長は、会計年度終了後、計算書類（貸借対照表及び収支計算書）、事業報告及び附属明細書並びに財産目録を作成し、監事に提出するものとする。

(監事の監査)

第48条 監事は、前条の資料を受領した日から4週間以内に監査を実施し、理事長に対し、監査報告の内容を通知しなければならない。

(備え置き)

第49条 第46条の資料並びに監査報告は、理事会の承認を受け、定時評議員会の2週間前の日から5年間主たる事務所に備え置くものとする。

第10章 その他

(秘密の保持)

第50条 法人の評議員選任・解任委員、評議員、役員（以下「役員等」という。）及び役員等であった者は、業務上知り得た情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。

(改正)

第51条 本細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年3月20日から施行する。

別表1の1（第18条関係）

評議員会の決議事項及び決議要件

| 決議事項 | | 決議要件 | |
|---------------------------------|------------------------------|------------|----------------------|
| | | 過半数 | 議決に加わることができる評議員の3分の2 |
| 法人運営に関わる事項 | 定款の変更 | | ○ |
| | 法人の解散 | | ○ |
| | 吸収合併契約の承認 | | ○ |
| | 新設合併の承認 | | ○ |
| 理事及び監事の選任・解任等（報酬基準を含む。）に関する事項 | 理事及び監事の選任 | ○ | |
| | 理事の解任 | ○ | |
| | 監事の解任 | | ○ |
| | 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準の承認 | ○ | |
| | 理事の報酬等の額 | ○ | |
| | 監事の報酬等の額 | ○ | |
| 財務に関する事項 | 事業計画書及び収支予算書等の承認 | ○ | |
| | 計算書類及び財産目録の承認 | ○ | |
| | 基本財産の処分 | ○ | |
| | 残余財産の処分 | ○ | |
| その他 | 社会福祉充実計画の承認 | ○ | |
| | 理事及び監事の責任の免除（全ての免除） | × | × |
| | | 総評議員の同意による | |
| | 理事及び監事の責任の免除（一部の免除） | | ○ |
| その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項 | ○ | | |

別表1の2 (第35条関係)

理事会の決議事項及び決議要件

| 決議事項 | | 決議要件 | |
|-------------------------------|--|------|---------------|
| | | 過半数 | 理事総数の 3分の2 |
| 法人運営 に関わる 事項 | 法人の業務執行の決定 | ○ | |
| | 評議員会の日時及び場所、目的である事項の決定 | ○ | |
| | 評議員会の招集 | ○ | |
| | 定款施行細則の決定 | ○ | |
| | 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止 | ○ | |
| | 内部管理体制の整備 | ○ | |
| | 競業及び利益相反取引の承認 | ○ | |
| | 臨機の措置 【法人定款第38条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。】 | | ○ |
| 役員等の の選任・解 任等に関 する事項 | 理事長の選定及び解職 | ○ | |
| | 重要な役割を担う職員の選任及び解任 | ○ | |
| 財務・計 画・報告に 関する事 項 | 重要な財産の処分及び譲受け | ○ | |
| | 多額の借財 | ○ | |
| | 事業計画書及び収支予算書等の決議 | ○ | |
| | 事業報告及び計算書類の承認 | ○ | |
| | 基本財産の処分 | | ○ |
| | 会計処理の基準 | ○ | |
| その他 | 公益事業の運営に関する事項 | | ○ |
| | その他理事会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項 | ○ | |
| | その他重要な契約に関する事項 | ○ | |
| | その他重度な業務執行に関する事項及び事務事業の執行に必要な基本的な規程の制定及び改廃 | ○ | |

別表2（第21条関係）

定款施行細則第21条第1項に定める議事録記載事項

| 記 載 事 項 |
|---|
| 1 評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない評議員、理事及び監事が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。） |
| 2 評議員会の議事の経過の要領及びその結果 |
| 3 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名 |
| 4 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要 (1) 監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき。 (2) 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき。 (3) 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるものを認めて、評議員会に報告したとき。 (4) 監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき。 |
| 5 出席した評議員、理事及び監事の氏名又は名称 |
| 6 議長の氏名 |
| 7 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名 |

別表3（第42条関係）

定款施行細則第42条第1項に定める議事録記載事項

| 記 載 事 項 |
|--|
| 1 理事会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない理事及び監事が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。) |
| 2 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨 <ol style="list-style-type: none">(1) 理事の請求を受けて招集されたもの。(2) 理事長以外の理事の請求があつたにもかかわらず所定の期間内に理事会が招集されないため、その請求をした理事が招集したもの。(3) 監事の請求を受けて招集したもの。(4) 監事が招集したもの。 |
| 3 理事会の議事の経過の要領及びその結果 |
| 4 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名 |
| 5 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要 <ol style="list-style-type: none">(1) 競業及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告(2) 理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告(3) 理事会で述べられた監事の意見 |
| 6 出席した理事の氏名 |
| 7 議長の氏名 |

別表4（第43条関係）

理事長専決事項

| 区分 | 専決事項 |
|--------------|---|
| 法人一般人事に関する事項 | 1 理事会・評議員会の招集に関する事（法令及び定款に定める招集者が行う招集を除く。）。 |
| | 2 理事会・評議員会の議案の提出に関する事（法令及び定款に定める議案権者が議案を提出する場合を除く。）。 |
| | 3 規程、規則等の制定・改廃に関する事（法令及び定款で理事会・評議員会が決議すると定めた場合を除く。）。 |
| | 4 予算編成及び決算調整に関する事。 |
| | 5 予算の流用、予備費の計上及び使用に関する事。 |
| | 6 短期の資金の借入及び返済に係る契約で借入限度額の範囲内のものに関する事。（多額の借入の場合を除く。）。 |
| | 7 寄付の募集事務及び受入れに関する事（寄附金の募集は除く。受入れについては法人に重大な影響があるものを除く。）。 |
| | 8 債権の免除・効力の変更に関する事（法人に重大な影響があるものを除く。）。 |
| | 9 法人の組織及び権限に関する事（法人に重大な影響があるものを除く。）。 |
| | 10 利用者入所判定基準の策定に関する事。 |
| | 11 入所利用者の決定及び利用契約の締結に関する事。 |
| | 12 苦情対応規程・第三者委員の選任に関する事。 |
| | 13 職員の採用に関する事（施設長等の重要な役職を除く。）。 |
| | 14 職員の人事配置に関する事（施設長等の重要な役職を除く。）。 |
| | 15 有期契約職員の採用に関する事。 |
| | 16 職員の休暇・欠勤・職務免除等に関する事。 |
| | 17 時間外勤務命令及び旅行命令に関する事。 |
| | 18 職員の昇給・昇格基準の決定に関する事。 |
| | 19 職員の昇給者・昇格決定者に関する事。 |
| | 20 休職、復職、退職、育児・介護休業等に関する事。 |
| | 21 職員の表彰、制裁、解雇に関する事。 |
| | 22 職員の人事記録及び身分証明書に関する事。 |
| | 23 職員の諸手当に関する事。 |
| | 24 職員健康診断の実施に関する事。 |
| | 25 利用者の日常の処遇に関する事。 |
| | 26 利用者の預り金等の日常の管理に関する事。 |
| | 27 薬品、給食材料の処分に関する事。 |
| | 28 自動車の運行管理に関する事。 |
| | 29 官公庁に対する軽易な許認可申請及び届出並びに減免申請に関する事。 |
| | 30 職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事。 |
| | 31 職員の研修に関する事。 |
| | 32 諸証明に関する事。 |
| | 33 金融機関を指定する事。 |

理事長専決事項

| 区分 | 専 決 事 項 | |
|----------|-----------------|--|
| 収入に関する事項 | 34 | 資産管理の種類の変更に関すること。 |
| | 35 | 介護報酬等の収入に関すること。 |
| | 36 | 過誤納金の充当又は還付に関すること。 |
| | 37 | 受贈の承認、寄附に関すること（重要なものは除く。）。 |
| | 38 | その他の債権に関すること（重要なものは除く。）。 |
| 支出に関する事項 | 39 | 固定資産の取得及び処分等に関すること（「軽微なもの」に該当する場合）。 |
| | 40 | 建設工事請負や物品納入等の契約事務に関すること。（「予定価格が1件250万円以下の工事又は製造の請負契約事務」、「予定価格が1件160万円以下の食料品・物品等の買入りに係る契約事務」及び「予定価格が1件100万円以下の前記以外の契約事務」） |
| | 41 | 建設工事請負や物品納入等の契約締結に関すること。（「契約額が1件250万円以下の工事又は製造の請負契約締結」、「契約額が1件160万円以下の食料品・物品等の買入りに係る契約締結」及び「契約額が1件100万円以下の前記以外の契約締結」） |
| | 42 | 災害・故障等を原因とする緊急的な対応を要する契約締結に関すること。ただし、軽微なものに限る。 |
| | 43 | 報酬、給与、旅費、賃金等定期的支出に関すること。 |
| 44 | 上記以外の支出等に関すること。 | |